

[原著論文]

社会的養護を要する子ども・若者を守る支援の現状と課題

谷口 純世

Current Status and Issues of Social Care

for children and Young People

Sumiyo Taniguchi

社会的養護にある・あった子ども・若者を支える支援は、子どもが措置前に守られてこなかった権利も含め、現在の受動的・能動的権利、そして将来自身を守り他者を守る力をつけるための支援である。このため、その支援は、社会的養護にある間だけ子どもを守るというのではなく、子どもの全人生におよぶ支援であるといえる。どのように子どもの権利を守りながら、子どもの将来をつくる支援、子どもや若者を守る支援がおこなわれているのかを明らかにすることは、支援の質や権利擁護の有無が、養育の場や養育形態によってははかられがちである現在、非常に重要である。

こういった問題意識から、本研究では、愛知淑徳大学特定課題研究助成（課題番号 21TT20）を受け、名古屋市の社会的養護施設等および社会的養護を要する・要していた者（以下、社会的養護を要する者とする）を支える支援団体等へのアンケート調査をとおして、その支援の現状と課題を明らかにすることを目的としている。支援団体等への調査も行ったことによって、調査や支援の届きにくい層である、社会的養護に至らない・至らなかった者へも焦点を当てようとしていることが、この調査の意義であると考えられる。

Key Words : 社会的養護、支援、子どもと若者、権利

Social Care, Support, Children and Young People, Rights

1. 研究の背景と目的・意義

1) 研究の背景

社会的養護にある・あった子ども・若者を支える支援は、措置前に守られていなかった権利も含め、現在の受動的・能動的権利が保障され、さらに自分や他者の権利を守る力をつけるための支援である。どのように個々の将来におよぶ支援がおこなわれているのかを明らかにすることは、支援の質や権利擁護の有無が、養育の場や養育形態によってははかられがちな現在、非常に重要である。

こういった問題意識から、本研究では、社会的養護にかかわる支援者・養育者へのアンケート調査をとおして、社会的養護を要する者の権利を守る支援の現状と課題を明らかにすることとする。

2) 研究目的・意義と先行研究との関係性

本研究では、名古屋市内の、児童養護施設と自立援助ホーム（以下、両者を指す場合には“施設等”と表記）、中学卒業後の年齢で措置解除された子どもを養育したことがある里親とファミリーホーム、社会的養護を要する子どもや若者に支援をする団体・組織等（以下、“支援団体等”と表記：社会的養護にいたらなくとも、社会的養護を要する・要していた者への支援をする団体等を含む）を対象としたアンケート調査を実施した。

名古屋市（2019）において、「施設入所中から退所後のアフターケアまで、一貫した支援を行う自立支援担当職員を平成28年度より児童養護施設に配置」と記載されているように、名古屋市では近年、児童養護施設および自立援助ホームへの自立支援担当職員の配置が積極的に進められている。本研究では、開設後間もない自立援助ホーム1ホームを除き（調査実施当時）、すべての施設等に自立支援担当職員が配置され、共に協議する機会を定期的に持っているという、一定の条件のそろった施設等での支援の現状と課題を明らかにできるという意義がある。また、支援団体等への調査によって、調査や支援の届きにくい層である、ニーズを抱えながらも社会的養護に至ることができなかった・できていない者へも焦点を当てられることも、この調査の意義であると考えられる。

名古屋市という1つの地方自治体内の調査ではあるが、先行研究および調査においては、ほぼすべての社会的養護施設等に自立支援担当職員が配置され、試行錯誤の中、連携を模索しながら支援を展開している過程にある自治体の社会的養護施設等への調査というものは見られないこと、また、社会的養護が必要にもかかわらずそれに至らない・至らなかった者への支援を実際におこなっている支援者への支援の現状や課題についての調査は、社会的養護にある・あった者やその支援者に対する調査研究のように積極的にはおこなわれていない。社会的養護にある・あったと判断する根拠や、判断する人に関する共通認識確立の困難さや、支援に至らない者の情報へのアクセスの困難さ、生活困窮や障がいや心身の疾患などといった多くのニーズとの重複も、積極的調査研究を難しくする原因であろう。本研究では、そういったところにも焦点を置くことで、社会的養護を必要としながら支援に至らない・至らなかった人々への支援を考察する足掛かりをつくっていく必要が、今後あると考えている。

3) 研究方法

厚労省（2022）によると、本研究で対象としている社会的養護施設等の、全国における設置数は、表1のとおりである。

表1 本研究で対象とする社会的養護施設等の全国での設置数

施設	児童養護施設	612か所
	自立援助ホーム	193か所
里親	登録里親数	13,485世帯
	委託里親数	4,609世帯
ファミリーホーム		417か所

厚労省（2022）「社会的養育の推進に向けて」より抜粋し改変

このなかで、本研究では、郵送により、名古屋市内の社会的養護施設等（児童養護施設13施設、自立援助ホーム3ホーム、過去5年間のうちで中学卒業後の年齢の委託児童を養育した経験のある名古屋市内の里親26家庭とファミリーホーム1ホーム、名古屋市内の支援団体等31団体）を対象としたアンケート調査を実施した。調査期間は2021年4月から2021年5月である。回収率は、児童養護施設12施設（92.3%）、自立援助ホーム3ホーム（100%）、里親は7家庭（26.9%）、ファミリーホーム0ホーム（0%）、支援団体等は13団体（41.9%）であった。

4) 倫理的配慮

倫理的配慮については、本研究を実施するにあたり、「日本社会福祉学会研究倫理指針」を厳守し、愛知淑徳大学福祉貢献学部倫理委員会により倫理審査の承認（受付番号21-4）を受けて実施した。

データにはパスワードをかけ、保存媒体と回答用紙は施錠の上収納するなど、安全な保管に留意した。結果の公表についても、回答者が特定されないよう十分な配慮をおこなっている。

5) 回答者について

回答者は、施設等は自立支援担当職員、自立支援担当職員未配置の1施設およびその他は、実際に子どもを支援・養育している・していた支援者・養育者である。回答者の属性は、表2のとおりである。

表2 回答者の属性

		施設等		里親		支援団体等		回答者の立場
		度数	%	度数	%	度数	%	
性別	女性	8	53.3	5	71.4	9	69.2	1. 施設等 自立支援担当職員（未配置の1施設は子ども・若者を支援している職員） 2. 里親 養育里親6名（85.7%） 親族里親1名（14.3%） 3. 支援団体等 当事者以外の正規職員3名（23.1%） その他、当事者の非正規職員、当事者以外の非正規職員、理事、代表、ボランティア、弁護士、公務員、協力会社やお店の店長・社員など
	男性	7	46.7	2	28.6	4	30.8	
年齢層	20歳台	5	33.3	0	0	1	7.7	
	30歳台	6	40	0	0	3	23.1	
	40歳台	3	20	1	14.3	3	23.1	
	50歳台	1	6.7	1	14.3	3	23.1	
	60歳台	0	0	2	28.6	3	23.1	
	70歳以上	0	0	3	42.9	0	0	
社会的養護関連の支援・養育の経験年数	1～3年	1	6.3	0	0	2	15.4	
	4～6年	2	12.5	1	14.3	1	7.7	
	7～9年	4	25	1	14.3	0	0	
	10～14年	4	25	1	14.3	2	15.4	
	15～19年	0	0	3	42.9	4	30.8	
	20～24年	4	25	1	14.3	2	15.4	
社会的養護関連の保有資格・免許 (複数回答)	25～29年	0	0	0	0	2	15.4	
	社会福祉士	3	20	0	0	5	38.5	
	精神保健福祉士	1	6.7	0	0	1	7.7	
	児童指導員	9	60	0	0	4	30.8	
	保育士	5	33.3	0	0	1	7.7	
	社会福祉主事	5	33.3	0	0	4	30.8	
教員	1	6.7	1	14.3	5	38.5		

アンケート結果より筆者作成

2. 研究結果：社会的養護を要する子ども・若者の権利を守る支援の現状

1) 施設等の自立支援担当職員について

① 自立支援担当職員の配置について

前述のとおり、名古屋市では、開設間もない自立援助ホーム1ホーム以外に、自立支援担当職員が配置され、連携して支援にあたる体制が整備されてきている。もっとも早い施設で2015年度から配置されており、自立支援担当職員としての勤務年数の最長は6年、最短は本調査を実施した2021年度からであった。

雇用形態については、常勤・兼任としての配置が8施設（57.1%）、常勤・専従だが自立支援業務以外も担当していたのが6施設（42.9%）であった。自立支援担当職員に生活支援の応援業務を中心として、その他、親対応、ボランティア対応、事務仕事などが期待されていることは明らかである。その他としては、統括主任補の兼務、学校や児相など対外的対応、学習支援、調理などもあげられていた。

自立支援担当職員として配置された理由については（複数回答）、子どもの養育年数がもっとも多く12施設（85.7%）、次いで、高齢児の養育年数と、退所児について把握しているからが、各8施設（57.1%）であった。社会資源との連携が上手だからとの理由も、3施設（21.4%）あがっている。社会的養護の子どもや高齢児への支援力、個々の退所児についての深い理解があるという点が、多くの施設で配置の理由となっている。

② 自立支援担当職員の配置による施設内の変化

配置による良い変化としては、大きく3つがあげられていた。第1は、施設全体としての自立支

援の必要性の共通認識ができたということである。このことにより、支援への客観的視点を持つようになったという回答もあった。第2は、担当者の負担の軽減である。生活を支援する職員の抱え込みではなく、組織としての分担・連携による支援の展開ができるようになったことで、時間的にも精神的にも、また金銭的にも負担が減ったとの回答もある。子どもの将来を開いていく学力向上のための支援や、自立生活体験とりくみを、早期からできるようになったという意見もみられた。第3は、アフターケアの充実である。担当職員が配置されたことによって支援の回数や内容の明確化が進み、支援の状況の透明性が向上したり、支援メニューや活用する社会資源、情報が増えたり、緊急時対応がしやすくなったりという変化があげられていた。

一方で、施設内でうまくいかないこととしても、大きく3つがあげられていた。第1は、施設内連携の難しさである。業務分担や連携がうまくいくようになった施設等がある反面、特に配置後間もない施設等では、役割を全体に周知し理解してもらうことの難しさや、生活支援担当職員との支援に関する温度差、業務が自立支援担当者任せになるなどがあげられていた。第2は、子どもによるアフターケアの難しさである。子どもが異性であったり、子どもとの関係が不調あるいは浅かったりする場合など、困難を感じ、生活支援を担当していた職員や同性職員に動いてもらわざるを得ないという難しさがあがっていた。第3は、未成年への支援、金銭的支援、時間的余裕のない進路支援、自活と進学・就職の同時スタートなど、子どもへの支援の不足があげられていた。

③ 自立支援担当職員の配置による施設外との連携の変化

施設外との連携でうまくいくようになったこととしては、大きく3つがあげられていた。第1は、窓口の明確化・一本化により、情報の収集、共有、周知など、連携が円滑になったことがあげられている。第2は、アフターケアの充実である。施設内のみではなく、施設間での連携や情報共有、定期的な協議の開催などが可能となったこと、連携によって互いに連携することのできる社会資源の情報を共有できることがあがっていた。その結果、連携先や支援メニューが増え、支援をおこなうやすくなったと回答されていた。第3は、自立支援担当職員に施設外の支援者との人脈ができることによって子どもや生活支援を担当する職員が相談しやすくなったというメリットがあげられている。

一方で、施設外との連携でうまくいかないこととしても、大きく3つがあげられていた。第1は、知識・経験の不足である。配置後間もない施設等では、これらの不足により、連携に時間がかかってしまう、連携の模索中であるという回答があった。第2は、前述の施設内変化としてあげられていた、自立支援担当職員の兼任である。兼任であるからこそ、対応を後回しにせざるを得ない状況があげられていた。第3は、社会的養護への認知度が低いことである。認知されていないからこそ、住宅の賃貸やスマートフォンなどの契約において、認知の有無による対応の差が大きいといった問題があがっていた。

2) 自立の要件および支援について

① 自立の要件について

家庭からの支援を望むことができない子どもたちが多数存在する社会的養護において、自立は個々の子どもの年齢や就学状況などで強られるものでもあるのが現状である。個々の子どもの状況に合わせた自立の時期の保障は、現在のところまでできていない。

家庭等からの支援を望むことができるか否かは個々によって異なるが、社会的養護を必要とする（していた）者の自立と、必要としていない（していなかった）者の自立について尋ねたところ、施設等の5施設（33.3%）、里親の1家庭（14.3%）、支援団体等の6団体（46.2%）が、同じであると回答している。

自立の要件と考えることについては、表3のとおり、4つのことが明らかとなった。

表3 自立の要件と考えること（複数回答）

	施設等						里親						団体等					
	上位3つ		あり		なし		上位3つ		あり		なし		上位3つ		あり		なし	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
働いて自分の稼ぎで生活できる	11	73.3	4	26.7	0	0	5	71.4	2	28.6	0	0	5	38.5	6	46.2	2	15.4
生活技術を身につけている	1	6.7	12	80	2	13.3	2	28.6	4	57.1	1	14.3	1	7.7	10	76.9	2	15.4
基本的な生活習慣が身につけている	4	26.7	10	66.7	1	6.7	2	28.6	4	57.1	1	14.3	2	15.4	7	53.8	3	23.1
自分で健康(体)を維持できる	2	13.3	10	66.7	3	20	0	0	4	57.1	3	42.9	3	23.1	8	61.5	2	15.4
自分で健康(心)を維持できる	5	33.3	8	53.3	2	13.3	2	28.6	1	14.3	4	57.1	2	15.4	10	76.9	1	7.7
年金に加入している	0	0	10	66.7	5	33.3	0	0	4	57.1	3	42.9	0	0	3	23.1	10	76.9
健康保険に加入している	1	6.7	11	73.3	3	20	0	0	5	71.4	2	28.6	0	0	4	30.8	9	69.2
孤独に耐えられる	1	6.7	2	13.3	12	80	0	0	4	57.1	3	42.9	0	0	3	23.1	10	76.9
人に頼らない	0	0	0	0	15	100	0	0	3	42.9	4	57.1	0	0	1	7.7	12	92.3
自分の権利を守ることができる	0	0	12	80	3	20	0	0	5	71.4	2	28.6	1	7.7	5	38.5	7	53.8
人の権利を守ることができる	1	6.7	10	66.7	4	26.7	0	0	3	42.9	4	57.1	1	7.7	5	38.5	7	53.8
権利意識をもっている	0	0	4	26.7	11	73.3	0	0	1	14.3	6	85.7	2	15.4	4	30.8	7	53.8
自分の存在を認められる	1	6.7	11	73.3	3	20	0	0	3	42.9	4	57.1	3	23.1	4	30.8	6	46.2
人間関係をつくることができる	9	60	5	33.3	1	6.7	0	0	3	42.9	4	57.1	5	38.5	5	38.5	3	23.1
理不尽なことは拒否できる	0	0	8	53.3	7	46.7	1	14.3	2	28.6	4	57.1	1	7.7	5	38.5	7	53.8
生きがいをもつ	2	13.3	9	60	4	26.7	1	14.3	3	42.9	3	42.9	1	7.7	8	61.5	4	30.8
結婚する	0	0	1	6.7	14	93.3	0	0	2	28.6	5	71.4	0	0	1	7.7	12	92.3
自分の子どもをもつ	0	0	1	6.7	14	93.3	0	0	1	14.3	6	85.7	0	0	1	7.7	12	92.3
自分の親との適切な関係を維持できる	0	0	4	26.7	11	73.3	1	14.3	1	14.3	5	71.4	0	0	3	23.1	10	76.9
措置解除される	0	0	3	20	12	80	0	0	0	0	7	100	0	0	1	7.7	12	92.3
成人年齢に達する	0	0	1	6.7	14	93.3	0	0	1	14.3	6	85.7	0	0	1	7.7	12	92.3
その他	2	13.3	0	0	13	86.7	0	0	0	0	7	100	2	15.4	0	0	11	84.6

アンケート結果より筆者作成（要件であるとの回答が50%以上のものに網掛け）

第1は、社会人としての自活が重視されていることである。基本的な生活習慣や生活技術を身につけること、自分で心身の健康を維持できることなど、高い割合を占めているもののなかでも、働いて自分の稼ぎで生活できることは、すべての施設等、里親家庭で自立の要件と考えられており、この要件が上位3つに入るとの回答も7割を超えていた。支援団体等において自活が自立の要件ではないと回答したのは、障がい者福祉や法律の側面から支援をおこなっているところであり、目指す自立像自体が異なっていることもその理由であると考えられる。第2は、権利を実際を守るができる力が重視されていることである。特に施設等においてその傾向は顕著であり、自分の存在を認められること、自分の権利を守ること、そして権利を守ることができることは重要視されている。第3は、本人が生きていて楽しい、やりたいことがあるといった生きがいを見つけることが比較的重視されていることである。第4は、結婚や子どもを持つことといったライフイベントや、措置解除や成人年齢になることといった区切りについては、自立の要件として重視されていないことである。

こういった自立の要件は、施設等では15施設（100%）、里親は3家庭（42.9%）、支援団体等は7団体（53.8%）が、ともに支援をおこなう支援者・養育者間で共有されている。

② 自立に向けての支援の開始時期について

施設等では、措置時からの開始がもっとも多く8施設（53.3%）、次いで中学生からが3施設（20.0%）、小学生からが2施設（13.3%）など、自立に向けての支援には、数年単位という長い期間かかるものとしてとらえられていた。一方、里親では、措置時や小学・中学生からとの回答が計3家庭（42.9%）、高校生からやケースバイケースといった回答も各2家庭（28.6%）あった。支援団体等では、ある一定の年齢層での回答もあれば、「妊娠が発覚もしくは親になる可能性のある若者

が困窮した時点」というように、支援内容が多岐にわたるため、開始の時期だと判断する根拠も異なっているが、施設等、里親、支援団体等のすべてにおいて、比較的早期から開始されている。

3) 施設等および里親における措置解除後の支援について

① 支援における連携・情報共有について

施設等では、すべての施設内で連携して取り組まれていた。法人外の社会的養護関連の施設・機関・団体・人等との連携も 8 施設 (53.3%) あり、3 施設 (20.0%) では社会的養護関連以外との連携があると回答しているなど、連携先がひろがっていた。里親では、個々の養育者に任されているとの回答が 5 家庭 (71.4%)、家庭やホームで取り組んでいるとの回答が 4 家庭 (57.1%) であった。

措置解除後の支援の共有については、共有していない施設等はなく、共有事項を 14 施設 (93.3%) が記録で残し、11 施設 (73.3%) 施設長に報告し、10 施設 (66.7%) が日々の引継ぎで報告し、9 施設 (60.0%) が職員会議で報告するなど、組織的な報連相の体制がとられている。一方、里親家庭では、特に何もしていない (記憶に残す) が 3 家庭 (42.9%)、記録やメモとして残すが 2 家庭 (28.6%) であった。

② 支援に必要な時間・お金・ものについて

支援が業務時間内で行われているか否かについて、施設等では、すべて業務時間内だったのが 3 施設 (20.0%) であったのに対し、12 施設 (80.0%) が業務時間で対応できない場合のみ業務時間外と答えている。また、支援団体等では、5 施設 (38.5%) がときどき時間外対応を、1 施設 (7.7%) がしょっちゅう時間外対応をしており、決まった支援提供日時に支援をしているのは 2 施設 (15.4%) であった。

施設等で、措置解除後の支援のために用意されている資金について尋ねたところ、支援用の基金、支援資金の予算化があるのが各 4 施設 (26.7%)、寄付でまかなっているのが 1 施設 (6.7%) と、経費があるとの回答もあるが、7 施設 (46.7%) が支援者の私費と回答している。基金や寄付、予算があると回答した 9 施設に、経費として認められる使途を尋ねたところ、7 施設 (77.8%) が交通費、5 施設 (55.6%) が子どもと支援者の外食費、2 施設 (22.2%) が退所後支援実施代と答えていた。交通費と子どもと支援者の外食費の両方が認められているのは 4 施設 (44.4%) のみであり、誕生日プレゼント代や食材などの支援物資代などが認められているケースはほとんどない。措置解除後の支援が求められているにもかかわらず、実際は、施設等でも里親家庭でも、支援者や養育者の持ち出しとなっているケースが相当あることがわかる。

措置解除後の支援専用に用意されているものとしては、施設等では居場所と SNS アカウントが各 6 施設 (40.0%) でもっとも多く、携帯電話やスマートフォンが 5 施設 (33.3%)、病気や家がないときの宿泊スペースが 4 施設 (26.7%)、お盆やお正月の宿泊スペースが 3 施設 (20.0%) などとなっていた。里親家庭では、携帯電話やスマートフォンが 4 家庭 (57.1%)、SNS グループが 3 家庭 (42.9%)、居場所、お盆やお正月の宿泊スペース、病気や家がないときの宿泊スペースが各 2 家庭 (28.6%) であった。

4) 支援団体等での支援について

10 団体 (76.9%) が、社会的養護を要する・要していたと考えられるにもかかわらず、支援に至っていない・至らなかった者への支援もおこなっていると回答しており、うち 6 団体 (46.2%) がすべての若者が対象としていた。

支援の対象年齢(複数回答)は、その団体によって異なっており、もっとも多い年齢層は高校生の 10 団体 (76.9%) である。対象を限定していないとの回答も 2 団体 (15.4%) あるが、その他は、

支援の最少年齢が小学校低学年、最高年齢が30歳以上との回答がともに各4団体(30.8%)となっている。

支援対象の居住地として多いのは、同じ自治体内が9団体(69.2%)であった。団体によっては、日本全国、国外も含むなど、対象範囲が広がっている。支援にたどりつく経路が、元措置先や行政窓口等からの紹介であることも多いが、子どもや若者同士の口コミが6団体(46.2%)、SNSやホームページが5団体(38.5%)と、地域を容易に超えるものとなっていることから、つなぐ役割が求められる機会が増える時代になっていることがわかる。

支援内容(複数回答)としては、生活と就労に関する支援が、各8団体(61.5%)ともっとも多かった。その他、食料提供が7団体(53.8%)、進路に関する支援、金銭的支援、講演会・勉強会・講習会などの実施が各5団体(38.5%)、学習に関する支援、免許・資格取得のための支援、居場所事業、ホームレス・生活困窮に関する支援が各4団体(30.8%)であった。身だしなみ等の講習会、金銭的支援、電話相談、法的支援など、特化した支援を行っている支援団体等以外は、7種類～13種類の支援メニューを用意していた。

5) 子ども・若者への支援のあり方について

① 子ども・若者への支援の継続期間について

施設等では、8施設(53.3%)が期限はない、4施設(26.7%)は子どもが求める間はずっと、1施設(6.7%)が措置解除後4年以上と回答していた。里親家庭においても5家庭(71.4%)が期限はない、1家庭(14.3%)は子どもが求める間はずっとと回答している。施設等も里親も、長期的な見通しをもって支援をおこなっていることがわかる。支援団体等では、支援対象、内容により期間は異なっていた。

② 子ども・若者と共有していることについて

表4のとおり、施設等の上位3つについては、12施設(80.0%)がいつでも連絡してきて良いこと、8施設(53.3%)が困ったらSOSを出すこと、7施設(46.7%)が困ったら連絡してきて良いことを共有していると回答していた。里親でも、上位3つでもっとも高い割合を占めているのは、3家庭(42.9%)のいつでも連絡してきて良いことという回答である。

表4 共有しているルール・約束ごと(複数回答)

	施設等						里親						団体等							
	上位3つ		あり		なし		上位3つ		あり		なし		上位3つ		あり		なし		NA	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
いつでも連絡してきて良いこと	12	80	3	20	0	0	3	42.9	3	42.9	1	14.3	0	0	3	23.1	6	46.2	4	30.8
困ったら連絡してきて良いこと	7	46.7	7	46.7	1	6.7	1	14.3	3	42.9	3	42.9	0	0	1	7.7	7	53.8	5	38.5
支援のための連絡方法	2	13.3	6	40	7	46.7	0	0	1	14.3	6	85.7	0	0	0	0	4	30.8	9	69.2
連絡して良い時間帯	0	0	0	0	15	100	0	0	1	14.3	6	85.7	0	0	0	0	4	30.8	9	69.2
支援できる内容	1	6.7	3	20	11	73.3	0	0	1	14.3	6	85.7	0	0	2	15.4	5	38.5	6	46.2
互いの秘密を守る	0	0	4	26.7	11	73.3	0	0	0	0	7	100	0	0	2	15.4	4	30.8	7	53.8
関係者に秘密を話すときは本人の許可を得る	0	0	6	40	9	60	1	14.3	0	0	6	85.7	0	0	2	15.4	7	53.8	4	30.8
うそはつかない	0	0	6	40	9	60	1	14.3	3	42.9	3	42.9	0	0	0	0	3	23.1	10	76.9
失敗してもいい	3	20	7	46.7	5	33.3	0	0	2	28.6	5	71.4	0	0	3	23.1	4	30.8	6	46.2
話したくなければ話さなくていい	3	20	6	40	6	40	0	0	2	28.6	5	71.4	0	0	3	23.1	5	38.5	5	38.5
飲酒して来るのは禁止	0	0	4	26.7	11	73.3	0	0	0	0	7	100	0	0	0	0	3	23.1	10	76.9
支援の場での飲酒禁止	0	0	2	13.3	13	86.7	0	0	0	0	7	100	0	0	0	0	5	38.5	8	61.5
支援の場での喫煙禁止	0	0	2	13.3	13	86.7	0	0	0	0	7	100	0	0	0	0	5	38.5	8	61.5
子どもや若者同士のお金の貸し借り禁止	0	0	6	40	9	60	1	14.3	2	28.6	4	57.1	0	0	0	0	4	30.8	9	69.2
子どもや若者同士のものの売り買い禁止	0	0	3	20	12	80	0	0	0	0	7	100	0	0	0	0	3	23.1	10	76.9
困ったらSOSを出す	8	53.3	5	33.3	2	13.3	1	14.3	5	71.4	1	14.3	0	0	3	23.1	3	23.1	7	53.8
特にルールや約束ごとはない	0	0	0	0	15	100	0	0	2	28.6	5	71.4	0	0	1	7.7	2	15.4	10	76.9
その他	0	0	2	13.3	13	86.7	0	0	0	0	7	100	0	0	2	15.4	1	7.7	10	76.9

アンケート結果より筆者作成(共有しているとの回答が50%以上のものに網掛け)

こういったルールや約束ごとの共有方法（複数回答）としては、施設等のうち14施設（93.3%）、里親のうち3家庭（42.9%）が個々の子どもに口頭で伝えており、中には、書面で確認している施設等も3施設（20.0%）あった。ルールや約束ごとについて、個々の子どもと話し合っている施設等は8施設（53.3%）、里親で4家庭（57.1%）と高い割合を占めている。個々の子どもと話し合っているといふ、子どもの意見を尊重したとりくみ、子どもとともに歩む措置解除後の支援を意識した取り組みが、それぞれ半数を超えてあった。支援団体等では、5団体（38.5%）が口頭、4団体（30.8%）が書面であり、個々の子どもと話し合っている団体も3団体（23.1%）あった。施設等、里親、団体のどれも、他児への支援を見て分かっているため共有の必要がないといった回答はなく、個々の子どもに伝えることの重要性は共通して大切にされていることが明らかであった。

③ 施設等および里親と社会資源との連携について

施設等には、措置中・措置解除後共に、各種相談機関や社会福祉協議会、支援団体、子どもの学校や就職先、医師、弁護士などによる支援のほか、地域の一般企業や住民等による協力など、多くの関係機関、施設、団体、人々との連携がある。特に、児童相談所、就労支援事業所は措置中から11施設（73.3%）が連携しており、措置解除後の就労支援事業所との連携は14施設（93.3%）がおこなっている。このほか、障害者基幹相談センターが措置中8施設（53.3%）、措置解除後5施設（33.3%）、病院が措置中7施設（46.7%）、措置解除後3施設（20%）、市の社会福祉協議会が措置中4施設（26.7%）、措置解除後7施設（46.7%）、学校が措置中7施設（46.7%）、措置解除後2施設（13.3%）、弁護士が措置中4施設（26.7%）、措置解除後5施設（33.3%）など、多くの連携が行われている。一方、里親の連携先は、児童相談所と就労支援事業所が2家庭（28.6%）のほかは、支援団体、学校、子どもの前措置先施設が各1家庭（14.3%）あがっているのみであった。

6) 支援と子どもの権利について

① 措置中の支援と子どもの権利

措置解除後に向けた日々の生活支援に、子どもの意見によるものがあるか否かについては、施設等では13施設（86.7%）、里親では3家庭（42.9%）があると答えていた。その内容は、施設等では自立後の生活シミュレーションや早期から始める自立生活訓練、購買等での昼食の購入、調理体験の導入、中高生の個人用の布団・居室の鍵・テレビ・行事の導入、通信機器や通信環境の整備、スマートフォンやアルバイトに関するルールの変更、職員に使うべき言葉や行動など、多岐にわたっている。子どもの声に耳を傾けられるよう、定期的な個別ヒアリング、選択肢の提示、権利に関するとりくみ、日常生活における自己決定の機会づくりといった支援を積み重ねていた。里親では登校したくない、退学したいといった声を尊重したこと、たくさん食べさせる毎日を保障する中で過去の体験を長い時間が経ってから子ども自身が話すようになったことなどがあげられていた。児童相談所から送られた権利ノートを共に読んだり、日々テレビや新聞などで共に考えたり、相談できる人を提示したうえで困ったことや腑に落ちないことなどがあるときは相談するよう促したりといったはたらきかけも続けられていた。

② 措置解除後の支援と子どもの権利

子どもの意見によって取り入れた措置解除後の支援について、施設等では9施設（60.0%）、里親では5家庭（71.4%）、団体等では7団体（53.8%）があると答えていた。取り入れられた意見として、施設等からは、SNS でつながる、一緒にご飯を食べに行くといったつながりに関する支援、食料支援、保護者との関係支援、金銭管理、就労支援、公的手続きや通院への同行支援など、多岐に

わたっていた。里親では、一緒に食品など買い物をしたときのレジ代の扱いや、自立するまでの里親宅での生活などがあげられている。団体等からは、何かを決める時に意見を聞くことで権利主体であることや権利を行使できることを子どもが意識できるようにする取り組みや、決まったメニューはなく常に子どもの声を聴きながらサポートすること、就労支援、深夜のオンラインカフェの開設、子どもの「やりたい！」を実現させ活動環境を提供できるように一緒にアウトリーチで声掛け活動をするなどがあがっていた。

7) 社会的養護と地域

① 社会的養護ニーズの普遍性について

社会的養護を要する者の声からは、地域で生きる上での特別視や偏見等がよく聞かれるが¹、社会的養護を必要とするに至る問題・課題は、一般家庭で起こりえない・関係のないものであるか否かについて尋ねたところ、結果は表5のとおりであった。施設等の6割が各種虐待を、里親の6割弱が子どもの発達障がいや知的障がい、社会的養護特有の問題であると回答しているほかは、特に大きな割合を占めているものはなかった。

表5 社会的養護に特有だと思う問題

【家庭・養育者の抱える問題】	施設等		里親		団体等	
	度数	%	度数	%	度数	%
貧困	3	20	2	28.6	2	15.4
借金	2	13.3	2	28.6	1	7.7
失業	1	6.7	0	0	1	7.7
死亡	2	13.3	2	28.6	1	7.7
離婚	2	13.3	2	28.6	1	7.7
未婚	2	13.3	1	14.3	0	0
行方不明	3	20	1	14.3	1	7.7
身体的な病気	1	6.7	2	28.6	1	7.7
精神的な病気	3	20	2	28.6	2	15.4
育児ノイローゼ	1	6.7	0	0	1	7.7
産後うつ	0	0	0	0	1	7.7
障がい	2	13.3	1	14.3	1	7.7
DV	3	20	2	28.6	2	15.4
アルコール依存	2	13.3	1	14.3	1	7.7
薬物依存	2	13.3	2	28.6	3	23.1
ギャンブル依存	3	20	1	14.3	1	7.7
ネット依存	0	0	0	0	1	7.7
養育能力不足	5	33.3	3	42.9	1	7.7
育児協力不足	2	13.3	1	14.3	0	0
友人・知人の不足	3	20	0	0	2	15.4
相談できる人・場所の不足	6	40	3	42.9	2	15.4
育児情報の不足	6	40	0	0	0	0
育児支援の不足	4	26.7	1	14.3	3	23.1
外国籍によるサポート不足	5	33.3	2	28.6	2	15.4
その他	2	13.3	1	14.3	0	0

【かかわりの問題】	施設等		里親		団体等	
	度数	%	度数	%	度数	%
身体的虐待	9	60	2	28.6	4	30.8
心理的虐待	9	60	3	42.9	2	15.4
ネグレクト	9	60	2	28.6	1	7.7
性的虐待	9	60	2	28.6	3	23.1
体罰	6	40	2	28.6	1	7.7
その他	2	13.3	2	28.6	0	0

【育てにくさなどから派生する問題】	施設等		里親		団体等	
	度数	%	度数	%	度数	%
子どもの身体障がい	0	0	1	14.3	0	0
子どもの精神障がい	4	26.7	2	28.6	1	7.7
子どもの発達障がい	6	40	4	57.1	2	15.4
子どもの知的障がい	3	20	4	57.1	1	7.7
子どもの病気	0	0	1	14.3	0	0
子どもの非行傾向	4	26.7	2	28.6	2	15.4
養育者の言うことをまかない	5	33.3	2	28.6	2	15.4
家に寄り付かない	4	26.7	1	14.3	1	7.7
自傷行為	1	6.7	1	14.3	2	15.4
その他	1	6.7	0	0	0	0

② 偏見や特別視について

社会的養護を要する者への偏見や特別視を感じることがあるかと尋ねたところ、施設等では、3施設(20.0%)がよくある、10施設(66.7%)がときどきあると答えていた。内容としては、「施設の子」だからこそその苦情や過度な考慮、理解不足からくる偏ったイメージなどがあがっている。里親等では、2家庭(28.6%)がときどきあると答えており、医療機関の受診券について周知されていなかったり、他国籍の子どもが奇異な目でみられたりすることがあがっている。団体等では、1団体(7.7%)がよくある、5団体(38.5%)がときどきあると答えており、子ども・若者の入居が断られる、仕事の定着や人間関係が円滑にいかないときに「施設の子は難しい」といった発言がある、報道や著名人の発言により偏ったイメージをもたれる、行政の理解不足、地域からニーズを考

慮せず押し付けられる寄付などがあがっていた。

③ 地域とのかかわりについて

子どもを守るためには、特別視や偏見を減ずる取り組みも重要である。このため、地域への支援者や養育者側からの働きかけについて、特に意識しているもの上位3つも含めて尋ねたところ、表6のとおりであった。施設等と里親では、特に学校へのとりくみや学校をとおした地域へのとりくみを大切に積みかさね、地域の人や活動へのとりくみも重視されている。一方で、子育てや家庭への支援に関する専門知識や技術をもった支援者集団である施設等のなかには、時間的・人力的に余裕のないなかでも、地域の子どもの中心としたはたらきかけをしているところもあった。支援団体等については、その団体の特性により、地域へのはたらきかけはさまざまである。

表6 地域へのはたらきかけ（複数回答）

	施設等						里親						団体等					
	上位3つ		あり		なし		上位3つ		あり		なし		上位3つ		あり		なし	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
日頃から学校の先生方と話をするようにしている	7	46.7	6	40	2	13.3	0	0	6	85.7	1	14.3	0	0	1	8.3	11	91.7
学校行事に協力する	5	33.3	3	20	7	46.7	2	28.6	3	42.9	2	28.6	0	0	0	0	12	100
学校の先生との交流会をしている	2	13.3	2	13.3	11	73.3	0	0	2	28.6	5	71.4	0	0	0	0	12	100
地域の会活動に参加している	6	40	5	33.3	4	26.7	2	28.6	3	42.9	2	28.6	0	0	2	16.7	10	83.3
登校時の付き添いを引き受けている	0	0	6	40	9	60	0	0	1	14.3	6	85.7	0	0	0	0	12	100
通学時の交通安全の係を引き受けている	1	6.7	2	13.3	12	80	0	0	3	42.9	4	57.1	0	0	0	0	12	100
PTAの役員など保護者の係を引き受けている	0	0	5	33.3	10	66.7	3	42.9	2	28.6	2	28.6	0	0	0	0	12	100
地域の掃除や草刈りなど美化活動に参加している	1	6.7	9	60	5	33.3	0	0	3	42.9	4	57.1	0	0	0	0	12	100
地域のお祭りに協力している	2	13.3	5	33.3	8	53.3	0	0	3	42.9	4	57.1	0	0	1	8.3	11	91.7
地域の人へのあいさつを徹底している	4	26.7	6	40	5	33.3	1	14.3	3	42.9	3	42.9	1	8.3	3	25	8	66.7
地域の人との井戸端会議を大切にしている	0	0	0	0	15	100	1	14.3	1	14.3	5	71.4	0	0	1	8.3	11	91.7
地域の高齢者の見守りをしている	0	0	0	0	15	100	0	0	3	42.9	4	57.1	0	0	0	0	11	100
地域の子どもの全般の見守りをしている	0	0	3	20	12	80	0	0	2	28.6	5	71.4	0	0	0	0	11	100
地域の子どもの子育て相談にのっている	2	13.3	2	13.3	11	73.3	0	0	1	14.3	6	85.7	0	0	0	0	11	100
地域の人との家庭に関する相談にのっている	0	0	1	6.7	14	93.3	0	0	2	28.6	5	71.4	1	8.3	1	8.3	10	83.3
地域の心配な子どもの相談にのっている	0	0	2	13.3	13	86.7	1	14.3	1	14.3	5	71.4	1	8.3	1	8.3	10	83.3
地域の心配な子どもの見守りをしている	0	0	0	0	15	100	0	0	1	14.3	6	85.7	0	0	1	8.3	11	91.7
地域の人を必要な社会資源につないでいる	0	0	3	20	12	80	0	0	1	14.3	6	85.7	1	8.3	0	0	11	91.7
地域の人を施設やホームにお招きしている	1	6.7	4	26.7	10	66.7	0	0	1	14.3	6	85.7	0	0	0	0	12	100
地域の子どもの遊びに来られるようにしている	2	13.3	2	13.3	11	73.3	0	0	2	28.6	5	71.4	0	0	1	8.3	11	91.7
地域の人を子どもを連れて遊びに来られるようにしている	0	0	4	26.7	11	73.3	0	0	2	28.6	5	71.4	0	0	1	8.3	11	91.7
特に地域への支援や取り組みはしていない	2	13.3	0	0	13	86.7	0	0	0	0	7	100	0	0	4	33.3	8	66.7
その他	0	0	4	26.7	11	73.3	0	0	1	14.3	6	85.7	0	0	1	8.3	11	91.7

アンケート結果より筆者作成（はたらきかけが50%を超えるものに網掛け）

逆に、地域からの働きかけとして、特に実感しているもの上位3つも含めて尋ねたところ、表7のとおりとなった。地域からののはたらきかけについては、施設等や里親が日頃から大切に積み重ねている地域へのとりくみなどから、あいさつやおしゃべり、成長の見守りや食材等をもってきてくれるなど、地域の人も施設等や里親を支えていることがわかる。支援団体等については、その団体の特性により、地域からののはたらきかけはさまざまである。

表7 地域からのはたらきかけ（複数回答）

	施設等						里親						団体等					
	上位3つ		あり		なし		上位3つ		あり		なし		上位3つ		あり		なし	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
子どもの事情に応じた配慮を学校がしてくれる	9	60	5	33.3	1	6.7	3	42.9	0	0	4	57.1	0	0	1	8.3	11	91.7
学校が何かと連絡をくれる	8	53.3	5	33.3	2	13.3	1	14.3	1	14.3	5	71.4	0	0	1	8.3	11	91.7
正しい理解を学校が地域に促してくれる	0	0	4	26.7	11	73.3	0	0	0	0	7	100	0	0	0	0	12	100
地域の人が社会的養護を理解しようとしてくれる	3	20	4	26.7	8	53.3	0	0	2	28.6	5	71.4	0	0	0	0	12	100
地域の人子どもにあいさつをしてくれる	1	6.7	11	73.3	3	20	2	28.6	3	42.9	2	28.6	0	0	0	0	12	100
地域の人子どもとおしゃべりをしてくれる	0	0	8	53.3	7	46.7	1	14.3	4	57.1	2	28.6	0	0	0	0	12	100
地域の人子どもの成長を一緒に見守ってくれる	2	13.3	7	46.7	6	40	1	14.3	4	57.1	2	28.6	0	0	0	0	12	100
地域の人子どもが迷惑をかけても理解してくれる	1	6.7	7	46.7	7	46.7	1	14.3	1	14.3	5	71.4	0	0	1	8.3	11	91.7
地域の人食料や日用品などをもってきてくれる	0	0	8	53.3	7	46.7	1	4.3	0	0	6	85.7	0	0	0	0	12	100
地域の人設備の修理や子どもの遊びに訪れてくれる	0	0	3	20	12	80	0	0	1	14.3	6	85.7	0	0	0	0	12	100
地域の人生活支援を手伝ってくれる	1	6.7	3	20	10	66.7	0	0	0	0	7	100	0	0	0	0	12	100
地域の人招待に応じてくれる	3	20	7	46.7	5	33.3	0	0	1	14.3	6	85.7	0	0	0	0	12	100
地域のお店や会社が物品を寄付してくれる	2	13.3	7	46.7	6	40	0	0	0	0	7	100	0	0	1	8.3	11	91.7
地域のお店や会社が設備の修理や子どもの遊びなどに訪れてくれる	0	0	2	13.3	13	86.7	0	0	0	0	7	100	0	0	0	0	12	100
特に地域からの支援を実感することはない	0	0	3	20	12	80	0	0	0	0	7	100	0	0	6	50	6	50
その他	2	13.3	0	0	13	86.7	0	0	1	14.3	6	85.7	0	0	1	8.3	11	91.7

アンケート結果より筆者作成（はたらきかけが50%を超えるものに網掛け）

8) 支援者・養育者自身へのサポートについて

施設等で特に上位3つとして挙げられていたのが、勤務先の仲間の11名（73.3%）であり、合計では15名（100%）であった。勤務先上司が上位3つであるとの回答は7名（46.7%）であり、合計では14名（93.3%）である。また、勤務先以外の先輩職員がサポートしてくれるとの回答が計10名（66.7%）、職員仲間が計11名（73.3%）と、同じ職に就く先輩や仲間の支えは非常に大きなものとなっていることがわかる。一方で、里親はサポートを得ているとは言い難い状況であり、豊富な養育経験によりサポートがあえて必要ないのか、ずっとなかった・得られなかったのかについては、精査する必要がある。団体等については、各団体の特性によって異なっているが、同じ支援職にある人々のほか、児童相談所や子どもの元暮らしていた施設等の職員などもあげられており、子どもを知る他機関との連携により支えられることもあがっていた。

4. 結果の考察と課題

1) 結果の考察

本研究をとおして、以下の6点が明らかとなった。

第1は、社会的養護に至るニーズの多くは、普遍性のあるものであるということである。社会的養護を必要とする問題の多くは、程度の差や、支援に結びつくか否かの差はあるが、どの家庭でも起きうる問題でもあるにもかかわらず、子ども・若者に対する、地域の特別視や偏見を感じている回答者は多かった。しかし、子どもたちの権利を守るのは、社会的養護だけではなく、地域で子どもが守られていること、社会的養護と関係のない人々からひとりの人として認められることの重みは、子どもたち自身からも語られることであるⁱⁱ。子どもの権利条約への批准以降、さまざまなニーズをもつ子どもたちへの権利擁護が検討され、実現されるようになった。社会的養護についても差別なく、同じ地域に住む住民として、認め合い、守り合う意識と関係性を、地域の中に醸成し根付かせていく時期に来ている。

第2は、自立も普遍性のあるものであるということである。社会的養護の必要の可否を問わず、自立は皆に共通する課題であり、そのあり方や時期なども個々に特有である。この意味で、自立はすべての子どもの共通課題だと、地域社会全体で実感することができる状況、社会的養護にあるからといって不利にならない状況をつくっていかねばならない。現実的には、社会的養護が必要・必要だったからこそ不利なこともあるが、逆に、さまざまなサポートを知り、選び、受けられるなど、

有利にしていく体制が整えられることが必要である。

第3は、自立支援担当職員の配置の有効性である。名古屋市の自立支援担当職員の業務や連携など、試行錯誤の最中ではあるものの、配置後の施設間・職員間の支援における連携力、アフターケアの充実が顕著であった。施設内、施設間、施設外の連携により、明確な役割分担、情報共有、連携、支援の量的質的向上へとつながることは、社会的養護を要する者の将来を左右するほどの影響力をもっている。

第4は、支援者や養育者は、現実にある限界を見据えて支援をおこなっているということである。支援者・養育者は、自立イコール自分で何でもできることとは決してとらえておらず、自立は個々の子ども・若者によって異なるものであり、個々に応じてつくるものであるという思いをもっている。しかし、実際問題として、措置解除後に提供できる支援には限界があり、支援を拒否、遠慮する者もいる。必ずしも求められるときに求められる支援、潜在するニーズを発掘する支援を続けられる状況が、保障されているともいえない。措置費による支援や養育を続けられるうちにできる限り子どもに伝えておかなければならない・伝えておきたいという現実と、その現実に対する支援者・養育者の危機感があるからこそ、自立の要件として、自分で自活できるようにとの思いが強く反映されていることをうかがうことができる。

子ども・若者たちが自分で自分の生活を切り盛りしていくことと同じくらい、自分で自分の権利を守ること、生きがいをもつことといった、人間としての豊かさともいえることが、自立の要件と考えられていた。一人で孤独に耐え、人に頼らないといったことは、自立の要件としてさほど重要であるとは考えられていない。施設等や里親におけるアフターケアはその役割のうちであり、その重要性・必要性は共通認識として支援者や養育者のなかにある。支援の量や質に違いはあるものの、措置解除後の居場所や SNS アカウントの用意など、若者の SOS を察知し、SOS を発信しやすくする準備をしていることから、その子ども・若者に応じたペースで自立をしていくこと、それを支える用意もあることがわかる。

また、特に施設等では、支援者が子ども・若者たちが自分や他者の権利を守ることができるようになることを、自立の要件として考える傾向が強い。専門職として子どもの過去から未来までをトータルにとらえ、そのなかでの権利擁護ということの必要性・重要性を理解しているからこそ、現在の自分の権利に加え、友人や交際相手、同僚や上司、自身の子どもの他者をも守ることのできる力を育むことも重視していることがわかる。支援者や養育者が、子どもや若者に、人として生きる楽しみをもつことができるようにという思いをもっていることも明らかであった。限られた現実の中で、自立の質的な部分も望む支援者と養育者の思いがわかる。

第5は、自立に向けての支援や措置解除後の支援が、長期的な見通しをもっておこなわれるものだと考えられていることである。生活スキルだけを伝える支援ならば、措置解除前数週間から数か月あれば最低限のことは身につく。しかし、子どもの過去から将来におよぶ支援には、多くの時間と、行きつ戻りつしながらの支援の積みかさねが必要なことは、共通の認識となっていると考えられる。こういった子ども・若者たちに、権利や生きる楽しみに至るまでの支援となると、そこには家事技術の伝達にとどまらない支援の展開が必要となる。

措置解除後の支援についても、実際に子どもを養育している支援者・養育者だからこそ、措置解除後の長期的な支援は必須であるととらえていることが明らかであった。子ども・若者たちにも、困ったら連絡をしてきて良いのだと伝えている支援者・養育者が大部分を占めている。また、半数以上の施設等で、措置解除後の支援に際し、「失敗してもいい」、「話したくなければ話さなくてもいい」と伝えることも大切にされており、子どもや若者の気持ちや頑張りを認めるスタンスがとられ

ていた。個々に応じた支援と、支え手の選択肢を増やすため、施設等においては措置中だけではなく、措置解除後も多くの支援団体等との連携もおこなわれていた。その支援では、支援においては、措置中においても措置解除後においても、子どもの意見による支援づくりが大切にされているということも明らかであった。

第 6 に、連携ニーズの精査の必要性があることである。実際に連携したことのある社会資源の量は、施設等と里親では大きな差があった。施設等では施設内外と連携し、組織的に支援がおこなわれていた。個人で抱え込むことなく、組織的取り組みと位置づけられていること、そして施設外との連携もできてきていることなどは、自立支援担当職員がほぼすべての施設において配置され、効果的に機能するよう支援を積み重ねているからこそその結果であるともいえる。一方で里親では、支援が個々に任されていた。連携のニーズ自体がないのであれば一般家庭における養育との共通性という利点はあるが、ニーズがあっても連携できないといった状況であれば、子どもの権利を守る支援の質、養育者の心理的負担感につながりかねない問題である。今後里親養育における連携の必要性については精査する必要がある。

2) 今後の課題

上記の考察を踏まえ、今後の課題としては、以下の 4 点が考えられる。

第 1 に、実態に見合った自立の要件の必要性である。前述のとおり、年限のある支援であるからこそ、働いて自分の稼ぎで生活できることが求められがちではあるが、社会的養護にあるか否かを問わず若者の自立は困難なものである。自立に向けて、適切な人や場に助けを求め、失敗しても共に考え助言をもらえること、自立の要件ではなく、自立に向かうための要件としての共通認識が必要である。また、どのような働き方でも良いわけではない。過酷な仕事を心身の健康を削ってまで続ける、どうしようもない状況になり行き着いた先がたとえはたくもない風俗業やブラックな勤務を強いられる会社であるといった場合、それは自立といえるだろうか。経済的に苦しいからと好きでもない人と同棲・結婚する生き方は自立といえるだろうか。一時的に仕事にあぶれても、生活保護を受給することとなっても、またがんばろうという気持ちをもつことができること、そうなるよう支えられたり支えてほしいと SOS を出したりする状態も、自立とはいえないだろうか。人として、権利を尊重され、自身の権利を守ることができること、その意識をもつということが自立に向かう要件となる必要がある。

第 2 に、自立支援担当職員の条件の改善と充実である。前述のとおり、その配置と連携から、役割や業務の明確化、支援の継続性や組織化による支援の量的・質的向上・拡充は顕著であった。しかし、他の業務を兼務していること、1 人体制であるため異性や関係構築の難しい場合の支援が困難になることなど、問題点も明らかである。自立支援担当職員の必置化、専従化、複数化などが急がれる。

第 3 に、子どもを守る支援者・養育者を守る体制づくりである。措置中の支援・養育においても、その支援は予測不可能、複数の子どもの重複するニーズの混在、支援者の交代など、社会的養護における支援の特性から、支援者・養育者の心身の負担は大きなものとなっている。加えて、措置解除後の支援・養育も求められている現在、その支援が時間的、経済的にも支援者や養育者の負担を強いている現実がある。支援者・養育者も、1 人の労働者、1 人の人間として、その権利を守られる必要がある。現在の社会的養護を要する者のニーズの深さや、必要とされる支援の専門性・広さ・深さに見合う環境の保障が急がれており、支援者・養育者の利他的行動に依存する福祉は是正していく必要がある。なお、支援団体には、「児童養護施設職員」4 団体(30.8%)、「里親」2 団体(15.4%)、「自立援助ホーム職員」と「ファミリーホーム養育者」各 1 団体(7.7%)を支援対象としてあげて

いる団体もあった。こういったつながりのあり方を模索していくことも求められる。

第4は、当事者の声を反映していくことである。本研究のアンケートの対象は、支援者、養育者側であった。しかし、支援を受けているのは子どもや若者本人である。厚生労働省（2021）の調査をはじめ、多くの自治体や団体による調査が実施され、当事者自身への調査もなされている。ただ、アンケート調査は配布することができ、回答することができる力のある当事者に限られるものでもある。このため、今後は、当事者の意見をインタビュー調査によって聴取していくこと、当事者の範囲についても、社会的養護が必要にもかかわらず社会的養護の支援にたどりつかなかった・たどりつくことができなかつた若者、また、社会的養護にあったが支援を拒否している・遠慮している・支援が欲しいが提供されない若者の声をとらえていくことが課題である。

参考文献

- 神奈川県児童福祉施設職員研究会調査研究委員会（2013）『神奈川県児童養護施設等退所者追跡調査 神児研研修報告』神奈川県児童福祉施設職員研究会調査研究委員会。
- 公立学校法人 大阪府立大学（2017）『大阪府 子どもの生活に関する実態調査（児童養護施設退所児童等の実態調査）』公立学校法人 大阪府立大学。
- 厚生労働省（2021）『令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査報告書』三菱UFJリサーチ&コンサルティング
- 厚生労働省（2022）「社会的養育の推進に向けて」厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
- 桑原善登，桑原徹也（2018）「児童養護施設退所児童支援のための実態調査」『和歌山信愛女子短期大学信愛紀要』59，59-70。
- 京都市（2017）『児童養護施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査報告書』京都市。
- 名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課（2017）『名古屋市における児童福祉施設退所児童の実態調査』名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課。
- 名古屋市（2019）『名古屋市社会的養育推進計画』名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課
- 認定NPO法人 ブリッジフォースマイル（2013～2018）『全国児童養護施設調査2012～2018 社会的自立に向けた支援に関する調査』認定NPO法人 ブリッジフォースマイル。
- 小木曾 宏（2011）「児童養護施設から『自立』すること、『支援』すること——子どもが『のぞむ』社会的養護を目指して」『司法福祉学研究』11，144-158。
- 埼玉県福祉部子ども安全課（2013）『埼玉県における児童養護施設等退所者への実態調査報告書』埼玉県福祉部子ども安全課。
- 佐久間美智雄（2015）「山形県における児童養護施設等の退所者支援に関する考察」『東北文教大学・東北文教大学短期大学部紀要』5，81-102。
- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国退所児童等支援事業連絡会（2017）『社会的養護施設等の退所児童に関する支援の実態把握調査研究等事業』全国社会福祉協議会
- 特定非営利活動法人 ふたばふらっとホーム（2012）『社会的養護施設等および里親出身者実態調査概要報告書』特定非営利活動法人 ふたばふらっとホーム。
- 特定非営利活動法人 杜の家（2014）『平成25年度 岡山市市民協働推進モデル事業 施設児童退所支援のための実態調査 調査報告書』特定非営利活動法人 杜の家。
- 東京都福祉保健局（2011）『東京都における児童養護施設等退所者へのアンケート調査報告

書』東京都.

東京都福祉保健局（2017）『東京都における児童養護施設等退所者の実態調査報告書』東京都福祉保健局.

山縣文治ほか（2015.6.～）「My Voice, My Life：社会的養護当事者の語り」『月刊福祉』

ⁱ 山縣文治ほか（2015.6.～）「My Voice, My Life：社会的養護当事者の語り」『月刊福祉』における当事者インタビューでは、措置中・措置解除後の生活の中での特別視や偏見についての語りが度々聞かれる。

ⁱⁱ 同上